

政令第百十号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二二〇六・一〇号及び第二二〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項、第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項並びに第一〇〇五・九〇号の項中

「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三十一年四月一日から同年九月三〇日まで」を「令和元年一〇月一日から令和二年三月三十一日まで」に、「二八二、〇〇〇トン」を「二四二、九〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項、第一二二二・九九号の項、第一八〇六・二〇号の項、第二〇〇二・九〇号の項、第二〇〇八・二〇号の項、第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六

四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。